

奈良県橿原文化会館で使用する電気の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成28年5月9日

奈良県橿原文化会館 館長 大西 峰夫

第1 競争入札に付する調達の内容

1 入札物件

奈良県橿原文化会館で使用する電気

予定使用電力量 627,400キロワット時

予定契約電力 417キロワット(平成27年7月更新)

2 入札物件の数量及び特質

入札説明書によります。

3 調達期間

平成28年8月1日(月)から平成29年7月31日(月)まで

4 調達場所

奈良県橿原市北八木町3丁目65-5 奈良県橿原文化会館

5 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者のうち、営業種目J2電気で登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係(県庁主棟1階)

電話番号 0742-27-8908(ダイヤルイン)

(3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加

停止の期間中でない者であること。

- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定による届出をした者であること。
- (5) 平成28年度奈良県電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価の基準点を満たす者であること。

なお、新たに基準点の判定を得ようとする者は、次に示す場所に環境に配慮した電力の調達契約評価項目の報告を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課きれいに暮らす奈良推進係
(県庁主棟2階)

電話番号 0742-27-8732 (ダイヤルイン)

第3 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒634-0005 奈良県橿原市北八木町3丁目65-5

奈良県橿原文化会館 ホール係

電話番号 0744-23-2771

第4 入札手続等

1 入札説明書等の交付期間等

- (1) 交付期間 平成28年5月9日(月)から平成28年5月25日(水)までの午前9時00分から午後4時30分まで(休館である木曜日、及び正午から午後1時までを除きます。)
- (2) 交付場所 第3に同じ。

郵送又は電子データによる交付を希望する場合は、第3に記載する部署に連絡してください。

2 競争入札参加資格の確認

この物件の入札に参加しようとする者は、第2の(2)に係る資格審査とは別に、次に示す競争入札参加資格確認申請書等を奈良県橿原文化会館館長に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

競争入札参加資格確認申請書等

記載内容

ア 第2の(4)に定める資格があることを証する書面の写し

イ モラルに対する決意を記載した書面

ウ 約款を定めている場合は、その書面の写し

なお、(1)の提出期間内に競争入札参加資格確認申請書等を提出しない者又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。

- (1) 提出期間 平成28年5月9日(月)から平成28年5月27日(金)までの午前9時から午後5時まで(休館日である木曜日、及び正午から午後1時までを除きます。)
- (2) 提出場所 第3に同じ。

- (3) 提出部数 各 1 部
- (4) 提出方法 持参、又は郵送によるものとします。なお、電子メールによる提出は認めません。
- (5) 競争入札参加資格確認申請書等の記載事項は、入札説明書によります。
- 3 入札説明会の開催
実施しません。
- 4 入札の場所等
 - (1) 場所 奈良県橿原市北八木町 3 丁目 6 5 - 5
奈良県橿原文化会館 3 階 音楽練習室
 - (2) 日時 平成 2 8 年 6 月 1 0 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分
- 5 郵便による入札
入札書は、郵便で差し出すことができます。
入札書を郵便で差し出す場合には、平成 2 8 年 6 月 8 日 (水) 午後 5 時まで
に第 3 に定める場所に到着するようにしてください。
その他の郵便による手続きは、入札説明書によります。
- 第 5 その他
 - 1 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
 - 2 入札保証金
免除します。
 - 3 契約保証金
奈良県契約規則 (昭和 3 9 年 5 月奈良県規則第 1 4 号。以下「契約規則」
といいます。) 第 1 9 条に定めるところによります。
 - 4 入札者に要求される事項
 - (1) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
 - (2) 代理人をもって入札する場合は、委任状を入札前に提出してください。
 - (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
 - 5 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、契約規則第 7 条
に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。
 - 6 契約書作成の要否
要します。
 - 7 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落
札者とします。
 - 8 調達手續の停止等
この調達に係る予算が議決されなかった場合は、この調達手續について停
止等の措置を行う場合があります。

9 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してしているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る資材及び原材料を購入する契約等の契約（以下「購入契約等」といいます。）に当たって、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る購入契約等に当たって、上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除きます。）において、奈良県が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

10 契約の解除

契約締結後、契約者について9の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、奈良県に損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記9の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

11 その他

詳細は、入札説明書によります。